

## 社会的養護検討会から（仮称）滋賀県子ども・青少年 総合計画策定協議会への意見

・計画の中に子どもの権利条約、滋賀県子ども条例の趣旨の周知などを通して、子どもの人権を保障する取り組みを盛り込むこと。

・計画の中に子ども家庭相談センター、市町、学校・幼稚園、保育所、病院、児童委員など子どもに関わるあらゆる関係機関の児童虐待防止や子ども・青少年の育成に関する専門性を向上していく取り組みを盛り込むこと。